

第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和4年8月8日(月) 15時01分～18時56分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規定の改正について
- (2) 金額審議について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 事務局から山口地方最低賃金審議会専門部会運営規定の改正について提案がなされ、審議の結果、改正案のとおり決議された。
- (2) 事務局から最低賃金と生活保護費との比較に関する説明を行い、令和3年度発効の山口県最低賃金額が生活保護費を下回っていないことが確認された。
- (3) 労働者側から
 - ・ 2021連合リビングウェイジによると、山口県は時間額980円となるので、山口県最低賃金額857円と比較すると123円の開きがある。この金額は昨年12月に改定されたもので、昨今の物価上昇は反映されていないものである。
 - ・ 最近の急激な物価上昇は全国及び山口県の消費者物価指数に具体的に表れており、特に生活必需品的な物価の大幅な上昇となっている。
今後も多く品目について値上げの見通しであり、早期に時間額980円に到達しなければならない。
 - ・ 目安額30円とした場合の影響率は16.6%で、昨年並みの影響率である。昨年並みの労働者に対して影響を与えることができることは非常に重要であるとの認識である。
 - ・ 意見陳述の中で述べられた時給1,500円の早期実現の要請については、急激な金額引上げによる中小、零細企業に与える影響は大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であるとの認識である。

- 早期に時間額980円を目指すにしても、地域間格差の是正に努めるためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 意見陳述の中で、年間2,000時間働いても、年収200万円に満たない労働者の話があったが、最低賃金近傍で働く方にとっては死活問題であり、悲痛な叫びと受け止めている。
- 今年度の引上げ額は目安額30円に11円加えた41円として提示する。11円については、山口県最低賃金にかかる令和2年度に他県と開いた差1円、今年度のA、Bランクとの目安額の差1円、福岡県最低賃金額との格差是正として7円を算定したら9円に、2021リビングウエイジで示された金額980円を3年かけて到達すると年41円を継続的に引き上げる必要があるため、残りの2円を計上したものである。

との主張がされた。

(4) 使用者側から

- 地域別最低賃金については、基本的には最低賃金法第9条に基づく3要素について、各調査、データに基づいて決定されるべきものである。
- 平成27年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移と比較すると、これらを大幅に上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金引上げがなされたことで、小規模、零細事業者に、過度の負担を強いてきている。
- 最低賃金の引上げ根拠については、賃金改定状況調査第4表の1.6%もあるが、本県における300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が1.96%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額17円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。
- 物価の大幅上昇が最低賃金引上げの根拠と聞くが、過去、消費者物価指数が上がっていない中でも、最低賃金は上がってきている。

また、日銀によれば悪い物価上昇ということで、突発的な事象による物価上昇ということであり、最低賃金引上げの根拠になるか疑義もある。

物価上昇については、中小規模事業者が価格転嫁できていないため深刻な影響を受けている。

- 中小規模事業者の状況について月次景況調査結果の各指数を見ると、大幅に

マイナスであり、コロナ前に戻り切っていない。

価格転嫁ができたところは4分の1、昨年度の引上げは30%が影響ありと回答し、さらに引上げ額に対する影響率は16.9%を超えている。また、この引上げが賃金あるいは雇用に影響しているとの結果も出ており、仮に今年、最低賃金が3%の引上げがなされた場合に約半数の経営への影響があるといった回答であった。

- ・ 賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない。

との主張がされた。

(5) 具体的な金額については、次回以降の継続審議となった。